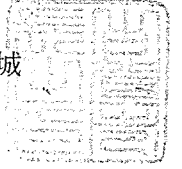




3古子支発第1491号
令和3年 9月 13日

古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 萩 正憲 様

古賀市長 田 辺 一 城



諮問書

個人情報を実施機関以外のものに提供するにあたり、古賀市個人情報保護条例（平成14年条例第23号）第8条第1項第6号の規定に基づき、当該提供が公益上特に必要であると認められるかにつき、貴会の意見をお伺いいたします。

記

1 提供する個人情報

古賀市に居住する令和3年11月1日時点で20歳未満の子を養育している母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の郵便番号、住所及び氏名

2 1の情報を保有する実施機関

市長（保健福祉部子育て支援課）

3 提供先

福岡県（福祉労働部児童家庭課ひとり親家庭支援係）

4 提供の目的

福岡県が、県内における母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の現在の生活状況や要望を把握し、今後の福祉施策推進における基礎資料を得るため、「福岡県ひとり親世帯等実態調査」（統計法第24条に基づく統計調査）の実施を予定している。この調査を実施するにあたり、古賀市に居住する母子世帯、父子世帯及び養育者世帯の情報が必要となるため、県から古賀市に対して提供依頼があり、回答を行うもの。

5 提供の方法

CDデータ